

# 第49回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 目次

### 事業報告

- (P. 1) 主要な借入先
- (P. 1) 会社の新株予約権等に関する事項
- (P. 3) 会計監査人に関する事項
- (P. 4) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### 連結計算書類

- (P. 8) 連結株主資本等変動計算書
- (P. 9) 連結注記表

### 計算書類

- (P. 19) 株主資本等変動計算書
- (P. 20) 個別注記表

株式会社 

上記事項の内容につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cec-ltd.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	109百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（社外役員を除く。）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数	払込金額	行使に際して出資される財産の価額	行使期間
2013年度ストック・オプション (平成25年5月21日)	342個	普通株式 34,200株 (新株予約権1個当たり100株)	3名	新株予約権 1個当たり 50,600円	1株当たり1円	平成25年6月19日から 平成55年6月18日まで
2014年度ストック・オプション (平成26年5月20日)	353個	普通株式 35,300株 (新株予約権1個当たり100株)	4名	新株予約権 1個当たり 54,900円	1株当たり1円	平成26年6月18日から 平成56年6月17日まで
2015年度ストック・オプション (平成27年5月21日)	228個	普通株式 22,800株 (新株予約権1個当たり100株)	6名	新株予約権 1個当たり 96,700円	1株当たり1円	平成27年6月17日から 平成57年6月16日まで
2016年度ストック・オプション (平成28年5月19日)	223個	普通株式 22,300株 (新株予約権1個当たり100株)	6名	新株予約権 1個当たり 120,000円	1株当たり1円	平成28年6月17日から 平成58年6月16日まで

- (注) 1. 本新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。  
 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ② 社外取締役の保有する新株予約権等  
 該当事項はありません。

③ 監査役の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式の 種類および数	保有 者数	払込金額	行使に際して 出資される財 産の価額	行使期間
2015年度ストック・オプション (平成27年5月21日)	14個	普通株式 1,400株 (新株予約権1個 当たり100株)	1名	新株予約権 1個当たり 96,700円	1株当たり1円	平成27年6月17日から 平成57年6月16日まで
2016年度ストック・オプション (平成28年5月19日)	11個	普通株式 1,100株 (新株予約権1個 当たり100株)	1名	新株予約権 1個当たり 120,000円	1株当たり1円	平成28年6月17日から 平成58年6月16日まで

- (注) 1. 本新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。  
 当社の監査役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 名称 PwCあらた有責任監査法人

(注) PwCあらた有責任監査法人は、平成28年7月1日付でPwCあらた監査法人から名称変更しております。

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 50,000千円
- ② 当社および当社社会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 50,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正  
を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、シーイーシーグループ企業行動指針の体現者として、法令及び会社の規程類を遵守し、常に社会的良識をもって行動しなければならない。
- ② 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。
- ③ 監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに、保存する。
  - 1) 株主総会議事録
  - 2) 取締役会議事録
  - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
  - 4) 稟議書
  - 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 前項各号に定める文書の保存期間は、文書管理規程の定めるところによる。保管場所については文書管理規程に定めるところによるが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議もしくはそれに準ずる機関にリスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行うことでリスクの顕在化防止及び早期発見に努めるとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報管理と緊急体制を整備する。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項について迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の意思決定を業務執行に迅速かつ的確に反映するとともに、その執行状況の監督強化を図るため、業務執行機能を分離させた執行役員制度を採用し、経営の効率化を図る。

**(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① シーイーシーグループ企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にするとともに、従業員向けには、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定め、各人に配布する。
- ② 従業員は、法令及び会社の規程類あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、内部通報窓口に速やかに通報しなければならない。
- ③ 内部監査部門等は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

**(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- ① シーイーシーグループ企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- ② 当社は、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を定め、事業の総括的な管理を行う。
- ③ 当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するため、子会社に対してその事業規模、業務形態を考慮し、可能かつ適切な範囲で規程の制定又は当社規程を準用するよう指導、援助する。
- ④ 当社は、子会社の重要な意思決定事項について、事前に当社取締役会で審議するほか、その他必要な情報について随時報告を求めるものとする。

- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役または監査役会は、内部監査部門等の要員に対し、必要に応じ監査業務の補助を命令することができる。
  - ② 監査業務の補助を行う者は、その命令の範囲において取締役の指揮を外れるものとする。
  - ③ 監査業務の補助を行った者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の承認を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役へ報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款違反行為を発見した場合、内部通報窓口等を通じ、直接又は間接的に当社の監査役へ速やかに報告しなければならない。なお、当社の監査役は、必要に応じてこれらの者から報告を求めることができる。
  - ② 当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しなければならない。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を行った場合、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役または監査役会は、必要に応じ、取締役及び従業員に対しヒアリングを実施することができる。
  - ② 監査役会は、代表取締役社長、監査法人及び内部監査部門等とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## (11) 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

- ① シーイーシーグループ企業行動指針の定めに従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わない。
- ② 平素より警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図り、組織的に反社会的勢力を排除できる体制を構築する。
- ③ 法令等に基づき、取引相手が反社会的勢力でないことを確認するとともに、反社会的勢力であると判明した場合、契約を解除できる条項を設けるなどして、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

## (12) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

業務の適正を確保するため、以下の取り組みを実施しております。

- (1) シーイーシーグループ企業行動指針、シーイーシーグループ社員行動基準、その他情報セキュリティガイドライン等を掲載した小冊子を作成し、当社グループの全役職員へ配付しております。
- (2) 取締役会にて法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点で審議いたしました。
- (3) 監査役会にて監査方針、監査計画を協議決定し、各監査役は定期的に代表取締役社長との面談および内部監査部門、会計監査人へのヒアリングを実施したほか、重要な社内会議への出席、業務・財産状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款遵守等の監査を実施いたしました。
- (4) コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス教育を実施いたしました。
- (5) 災害対策管理規程・マニュアルに基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を再確認するため、模擬訓練を実施いたしました。
- (6) 関係会社管理規程に基づき、内部監査部門が子会社の監査を実施しております。また、関係会社連絡会を毎月1回開催しており、月次の業績や諸課題について子会社と情報交換・協議するなど、グループ経営の管理・監督機能・情報共有面の体制強化を図りました。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)  
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,586,000	6,415,030	10,767,225	△1,706,933	22,061,322
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△523,866		△523,866
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,612,474		2,612,474
自己株式の取得				△141	△141
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,088,607	△141	2,088,466
当 期 末 残 高	6,586,000	6,415,030	12,855,833	△1,707,074	24,149,788

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△185,491	25,893	190,170	30,571	54,235	633,829	22,779,959
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△523,866
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,612,474
自己株式の取得							△141
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	276,997	△12,443	△148,140	116,413	26,910	81,631	224,955
当 期 変 動 額 合 計	276,997	△12,443	△148,140	116,413	26,910	81,631	2,313,421
当 期 末 残 高	91,506	13,449	42,029	146,985	81,146	715,461	25,093,381

# 連結注記表

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数—10社

連結子会社の名称

フォーサイトシステム(株)

沖縄フォーサイト(株)

(株)イーセクター

シーイーシークロスメディア(株)

(株)シーイーシーカスタマサービス

大分シーイーシー(株)

シーイーシー(上海)情報系統有限公司

(株)宮崎太陽農園

(株)コムスタッフ

シーイーシー(杭州)科技有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数—1社

持分法適用の関連会社の名称

(株)日本フォーサイトロボ

#### (2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社10社のうち7社の決算日は連結決算日と一致しております。また、シーイーシー（上海）情報系統有限公司およびシーイーシー（杭州）科技有限公司については決算日が12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間で生じた重要な取引については連結上必要な修正を行っております。また、(株)宮崎太陽農園の決算日は7月31日でありますが、仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### (ロ) たな卸資産

商品・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

###### (イ) 建物及び構築物

定額法

###### (ロ) その他の有形固定資産

定額法

なお、一部の連結子会社は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

###### (ハ) ソフトウェア

市場販売目的

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用目的

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づくアウトソーシング用ソフトウェアについては、当該契約に基づく受取料金（定額制）の期間にわたって均等償却しております。

(二) ソフトウェア以外の無形固定資産

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

当社および一部の連結子会社においては、役員退職慰労金制度を廃止し、平成24年4月18日開催の定時株主総会において打ち切り支給を決議しており、打ち切り支給額の未払分を長期未払金として固定負債に表示しております。役員退職慰労金制度を廃止していないその他の連結子会社については、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要な収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益および費用の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(ハ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ニ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)  
および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月  
13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数  
株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に  
関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結  
会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物  
に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	230,071千円
土地	229,051千円
合計	<u>459,122千円</u>

#### (2) 担保に係る債務

担保付債務はありません。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,168,842千円

### 3. 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物及び構築物 269,354千円、その他5,119千円であり取得価額より減額しております。

## 【連結損益計算書に関する注記】

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額  
2,187千円が売上原価に算入されております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	18,800,000	—	—	18,800,000
自己株式 普通株式	1,337,782	86	—	1,337,868

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月20日 定時株主総会	普通株式	261,933	15.00	平成28年 1月31日	平成28年 4月21日
平成28年9月8日 取締役会	普通株式	261,933	15.00	平成28年 7月31日	平成28年 9月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年4月19日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	349,242	20.00	平成29年 1月31日	平成29年 4月20日

### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (平成29年1月31日)
平成25年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	34,200株
平成26年5月20日開催 取締役会決議	普通株式	35,300株
平成27年5月21日開催 取締役会決議	普通株式	24,200株
平成28年5月19日開催 取締役会決議	普通株式	23,400株

#### 【金融商品に関する注記】

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況を鑑み、資金運用については流動性、安全性の高い金融機関に対する預金等で行っております。また、資金調達については、金融機関からの借入により調達しております。

###### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少のため、リスクは低いと判断しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期間で決済されております。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少のため、リスクは低いと判断しております。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退任時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 顧客の信用リスクの管理

営業債権については、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、営業部署から独立した管理部門により、取引先ごとの信用状況を審査し、債権の回収状況、滞留状況を定期的に把握し、回収を確実にする体制をとっております。

(ロ) 発行体の信用リスクおよび市場価格または合理的に算定された実質価格の変動リスクの管理

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況や時価を把握し、保有状況を定期的に見直すことにより管理しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務および借入金は流動性リスクに晒されておりますが、各社ごとに資金繰り見通しを作成し、経理部門においてグループ内の事業会社各社の資金ニーズを把握し、グループファイナンスにより事業会社間で資金の融通を行い、資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,959,206	8,959,206	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,982,300		
貸倒引当金（※1）	(40,894)		
	10,941,405	10,941,405	—
(3) 有価証券	1,200,000	1,200,000	—
(4) 投資有価証券	1,182,784	1,182,784	—
資産計	22,283,396	22,283,396	—
(1) 買掛金	1,990,011	1,990,011	—
(2) 短期借入金	350,000	350,000	—
(3) 未払法人税等	1,142,401	1,142,401	—
(4) 長期借入金（※2）	109,000	113,341	4,341
(5) 長期未払金	513,602	512,863	(739)
負債計	4,105,015	4,108,618	3,602

（※1）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※2）流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項  
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券  
有価証券は譲渡性預金であります。短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券  
時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金  
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 長期未払金  
長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額51,795千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1. 1株当たり純資産額	1,391円40銭
2. 1株当たり当期純利益	149円61銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)  
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰上	越利	益金
当 期 首 残 高	6,586,000	6,415,030	300,783	5,310,000	3,340,305	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△523,866	
当 期 純 利 益					1,933,671	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,409,805	
当 期 末 残 高	6,586,000	6,415,030	300,783	5,310,000	4,750,110	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証券 評価差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,706,933	20,245,185	△184,300	△184,300	54,235	20,115,120
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△523,866				△523,866
当 期 純 利 益		1,933,671				1,933,671
自己株式の取得	△141	△141				△141
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			276,614	276,614	26,910	303,524
当 期 変 動 額 合 計	△141	1,409,663	276,614	276,614	26,910	1,713,188
当 期 末 残 高	△1,707,074	21,654,848	92,314	92,314	81,146	21,828,309

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券

##### (イ) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (ロ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

##### (イ) 商品・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### (イ) 建物及び構築物

定額法

##### (ロ) その他の有形固定資産

定額法

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

##### (イ) ソフトウェア

市場販売目的

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

#### 自社利用目的

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法。ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づくアウトソーシング用ソフトウェアについては、当該契約に基づく受取料金（定額制）の期間にわたって均等償却しております。

#### (ロ) ソフトウェア以外の無形固定資産

##### 定額法

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用

##### 定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用の額の処理年数は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（１０年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるために、債務保証額を含め関係会社に対する投融資額を超えて当社が負担することになる損失見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要な収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益および費用の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

##### (2) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,681,458千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	44,842千円
長期金銭債権	21,000千円
短期金銭債務	170,508千円

#### 【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	16,467千円
仕入高	1,671,423千円
営業取引以外の取引による取引高	15,201千円
2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損	
通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額	
2,187千円が売上原価に算入されております。	

#### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	1,337,868株

## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

投資有価証券評価損	290,698千円
退職給付引当金	288,480
長期未払金	169,579
ソフトウェア	135,173
資産除去債務	117,857
賞与引当金	92,200
未払事業税	86,084
ゴルフ会員権評価損	49,892
関係会社事業損失引当金	34,761
未払費用	22,157
貸倒引当金	21,585
少額減価償却資産一括償却	6,842
減価償却超過額	2,312
たな卸資産評価損	691
繰延税金資産小計	1,318,317
評価性引当額	△545,084
繰延税金資産合計	773,233
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△68,202
その他有価証券評価差額金	△40,741
繰延税金負債合計	△108,944
繰延税金資産の純額	664,288

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年2月1日に開始する事業年度および平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は40,862千円減少し、法人税等調整額が43,151千円、その他有価証券評価差額金が2,288千円それぞれ増加しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	ミツイワ㈱	東京都渋谷区	409,000	コンピュータシステム、通信機器および情報機器の販売と保守サービス	(被所有) 直接 12.7%	情報システムサービスの受託、事務所の賃貸、商品仕入れおよび修繕作業等	インダストリーオートメーション事業の受託 ※1	15,852	売掛金	8,070
							システムインテグレーション事業の受託 ※1	17,754	売掛金	7,532
							プラットフォームインテグレーション事業の受託 ※1	308,807	売掛金	84,194
							仕入 ※2	103,023	買掛金	8,667
							固定資産の購入 ※3	3,836	未払金	2,823
							消耗品等の購入 ※3	716		
							事務所の賃貸 ※4	6,390		
							修繕作業 ※5	1,467		
保守作業 ※5	15,333									

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 ミツイワ㈱は、当社役員岩崎宏達およびその近親者が議決権の66.2%を直接所有、8.2%を間接所有しております。

3 取引条件および取引条件の決定方針等

※1 インダストリーオートメーション事業の受託、システムインテグレーション事業の受託およびプラットフォームインテグレーション事業の受託の価格並びにその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

※2 仕入価格およびその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

※3 購入価格およびその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

※4 近隣の取引実勢に基づいて毎期契約により所定金額を決定しております。

※5 修繕作業費および保守作業費並びにその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1. 1株当たり純資産額	1,245円39銭
2. 1株当たり当期純利益	110円73銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。